

令和6年1月31日

山口県知事 へ

株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

大規模小売店舗の立地に関するガイドラインの規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称：(仮称)ドラッグコスモス湯田温泉店
- 2 大規模小売店舗の所在地：山口市湯田温泉六丁目157-3, 157-4, 3359-5, 3359-6
- 3 説明会の概要

開催日時	令和6年1月24日(水) 午後6時00分～
開催場所	湯田地域交流センター 2階 学習ホール [山口市湯田温泉5丁目5-50]
説明者	株式会社コスモス薬品(1名) 株式会社カドス・コーポレーション(2名) 株式会社アール・アンド・エー(1名)
出席者数	7名
事前質問とその回答	別紙参照
当日の質問とその回答	別紙参照
その他	

注1 説明会での配付資料、出席者名簿、その他参考になる資料を添付してください。

注2 複数回開催した場合は、その都度提出してください。



## ○質疑応答

(事前質問書による質疑回答)

### ○地元住民

- ・特に異議意見はありませんが当町内会に属する湯田温泉6丁目8-41のメゾン泉Ⅰ、8-44のメゾン泉Ⅲが計画地に含まれるか否かについてお知らせください。  
→計画地には含まれません。(スクリーンにて説明)
- ・立地予定地は市道泉町平川線沿いとなりますが同路線は交通頻繁で朝夕非常に混雑しております。また付近には自動車学校が存在し、仮免許での路上教習車の通行も頻繁な路線です。工事中は勿論のこと営業を始められてからも安全また円滑な交通の確保に特段のご留意をお願いいたします。  
→周辺の交通状況については関係課との協議および現地調査、周辺交差点の交通量調査を行い、ある程度の状況は把握させていただいております。店舗を出店することで現在すでに発生しております公道上の混雑をなくすことは非常に難しいですが、頂きましたご意見を踏まえ、関係課とも協議を行いながら、工事中及び店舗営業開始後も安全、円滑な交通の確保に配慮させていただきます。
- ・敷地は大きな道路に接面していませんが、車の出入りにより表の道路の通行の渋滞等、通行に影響を及ぼす恐れがあります。また、背後の狭小な裏道の通行が危なくなることも考えられます。どのような対策をとられるのでしょうか。  
→周辺の交通状況については関係課との協議および現地調査、周辺交差点の交通量調査を行い、ある程度の状況は把握させていただいております。店舗を出店することで現在すでに発生しております公道上の混雑をなくすことは非常に難しいですが、頂きましたご意見を踏まえ、関係課とも協議を行いながら、工事中及び店舗営業開始後も安全また、円滑な交通の確保に配慮させていただきます。  
また、ご指摘いただきました狭小な裏道の通行については、公道である以上設置者にて通行を阻害することはできませんが、できるだけ通らないよう路面標示等の対応について検討させていただきます。
- ・周辺は住宅が隣接していますが、工事中の騒音・振動や店舗開設後の冷暖房施設や冷蔵施設の室外機の騒音・振動について、どのような対策をされるのでしょうか。  
→工事については、法律の対象外となりますが、工事関係者にはこういったご意見を頂いたことについて共有させていただきます。また、工事が始まる前には隣接している住宅にご挨拶させていただきます。また、店舗開設後の冷暖房施設や冷蔵施設の室外機の騒音・振動について、低騒音型の機器の導入を行うとともに、できるだけ住宅から離れた位置への配置を計画しております。
- ・市内には同様の店舗が、貴社を含め複数の企業が多数の店舗を相次いで出店されていますので、消費者の立場からは新たな店舗にメリットは感じられません。なぜ、また新たな出店をされようとしているのでしょうか。  
→ご指摘いただきました通り、弊社を含め同業他社の市内への出店が見受けられます。この点については交通弱者の方や、消費者の方から選択肢が増えありがたいという声を頂いております。消費者の方へ来店手段、来店経路に選択肢を持っていただくことで、一つの店舗への集中による交通、騒音等の問題の解消にもつながっており、出店後にぜひ他店舗とも比べて頂きながら、ご利用いただければと思っております。

(説明会における質疑回答)

○地元住民

- ・騒音について、先ほど開店後については大規模小売店舗立地法届出の中で配慮されるということでしたが、間違いないですか。それはどのような内容ですか。
  - 大規模小売店舗立地法の大きな柱として、交通、騒音、廃棄物、街並みづくりという四本の柱があります。
  - 騒音については、店舗から発生する騒音、例えば来店時の自動車走行音、荷捌き作業で発生する音、室外機等からの音などの発生源を図面上に設定したうえで、そこからの音が周辺の住居および住居の可能性のある地点にどのくらいの音が騒音として到達するかを解析し、その音の大きさに対して設置者に過度な負担にならない中で、例えば荷捌きを行わないといったことは無理ですが、荷捌き時間を制限したり、室外機を屋上に配置したりといった必要な対策についての検討、届出を行います。
  - 先ほど説明させていただきましたが、次回の大規模小売店舗立地法に関する説明会においては、そういった内容についても説明をさせていただきます。
  - 実際に屋上に置いたりするケースもあるのですか。また、屋上に置くことで騒音値は小さくなるのですか。(住民)
  - 立地条件等にもよりますが、屋上に置くケースもあります。屋上に置くことで騒音値が小さくなるというよりも、周辺の住宅からの距離を確保することで、周辺への影響を小さくする、距離を確保するための配置場所として屋上に配置するということが、一つの対策になります。
- ・現時点でそういった騒音の影響は分からないのですか。
  - 今回の説明会は早期の情報提供を主題としており、騒音解析結果等は今まさに計画、解析、協議を行っているところでございます。
- ・店舗からの振動や低周波の影響はないですか。
  - 店舗規模を考慮しても、過去それほど大きな機器はありませんし、店舗開店後にそういった意見をいただいたこともありません。開店後も異音等の発生によるそういった影響が発生しないよう、定期的な点検等を行います。
- ・今回直接面してはいませんが、主な誘導経路となる道路は交通量も多く、また交差点においては加速して交差点に入ってくる車も多い。30キロ規制の道路もあるが、標識も少なく周知徹底がされているとは言えない。小さい子供にとっては大変危険だと思うが、何らかの対策はできないのか。
  - 店舗への出入りについては、出入口の複数確保や出入口間の離隔の確保、視認性の確保等の安全対策を行っていますが、面していない公道での渋滞防止等についてはなかなかとりえる対策は難しいです。関係課とも協議を行いながら交通量調査を実施し、状況については報告させていただいております。標識については、本日いただきました意見として議事録に記載させていただきますが、可能であれば自治会等から関係機関に要望していただければと思います。
- ・裏側の道路は離合もできず、現時点では民家の駐車場などを利用して離合している状況である。店舗ができることで、交通量が増えると困ってしまう。
  - 設置者としても公道である以上、その道路の利用を制限することはできません。カーナビ等で案内されるケースもあると思います。設置者として出入口付近に路面標示で左折出庫の誘導を行うこと等検討させていただきます。また、開店後の状況を見ながらサッカー台への掲示、看板等で裏側の道路の状況について周知させていただくこともあるかもしれません。
- ・スケジュールについて、着工年月が記載していますが、これは解体ですか。それとも新設ですか。
  - 今回の計画店舗の新設を対象としております。解体については今月すでに着工しています。